

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成17年6月1日に開催した平成17年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より地域水産物供給基盤整備事業3箇所及び広域漁港整備事業1箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関しては、同年8月4日に開催した第3回三重県公共事業評価審査委員会及び同年8月31日に開催した第4回三重県公共事業評価審査委員会において、県及び市の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 地域水産物供給基盤整備事業〔鳥羽市の事業〕

105番 くざき
国崎

106番 おうさつ
相 差

107番 さかて
坂 手

105番、106番、107番については、平成6年度に事業着手し平成12年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

この事業は、平成17年8月4日に開催した第3回三重県公共事業評価審査委員会において審査を行った結果、波高分布計画の妥当性、必要静穏度の判断基準について、また、105番については、防波堤規模の確定根拠について不明確であり、投資効果の妥当性を判断できなかったため、再審議としたものである。

今回、審査を行った結果、105番、107番については、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

106番については、必要静穏度を求める代替案の検討が不足していると考えられた。したがって、これを説明できる資料の提出を待って再審議とする。

(2) 広域漁港整備事業〔鳥羽市の事業〕

111番 とうし 答 志

111番については、平成6年度に事業着手し平成12年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

この事業は、平成17年8月4日に開催した第3回三重県公共事業評価審査委員会において審査を行った結果、波高分布計画の妥当性、必要静穏度の判断基準、及び、将来の漁業就業者年齢別構成予測について不明確であり、投資効果の妥当性を判断できなかったため、再審議としたものである。

今回、審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

なお、将来の漁業就業者年齢別構成予測の説明については、105番、106番、107番の漁港と同様に鳥羽市の漁業ビジョンの説明とあわせて本年度内に求めることとする。

(3) 総括意見

一、事業計画は、目標を達成するべく複数のシミュレーションの結果、もっとも経済的かつ効果的な計画を樹立するべきと考える。したがって、今後、シミュレーションの妥当性を何に基づいて判断したのかについて説明されるよう希望するものである。

一、今回、説明を受けたところ、全ての漁港に同じ静穏度判断基準が用いられたのではなく、漁港の特性を踏まえた定性的な判断が加味され、計画がなされていると思われた。したがって、今後は、静穏度判断基準をクリアしない場合は、計画に加味した定性的な判断を説明されるよう希望するものである。

一、計画波高は、事業実施後の効果を判断する上で重要である。したがって、計画時の静穏度解析結果及び波高分布計画の実証を可能な限り実施されるよう希望するものである。

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成17年6月1日に開催した平成17年度第1回三重県公共事業評価審査委員会（以下「委員会」という。）において、県より下水道事業5箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関しては、同年8月31日に開催した第4回委員会において、県及び市及び町の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

（1）下水道事業

21番 中勢沿岸流域下水道松阪処理区〔三重県の事業〕

115番 松阪市関連公共下水道事業松阪処理区〔松阪市の事業〕

116番 一志町特定環境保全公共下水道事業松阪処理区〔一志町の事業〕

117番 白山町特定環境保全公共下水道事業松阪処理区〔白山町の事業〕

118番 多気町特定環境保全公共下水道事業松阪処理区〔多気町の事業〕

21番については、平成2年度に事業着手し平成10年度に一度再評価を行いその後おおむね7年を経過して継続中の事業である。

115番については、平成2年度に事業着手し平成11年度に一度再評価を行いその後おおむね6年を経過して継続中の事業である。

116番については、平成8年度に事業着手しおおむね10年を経過して継続中の事業である。

117番については、平成13年度に事業着手しおおむね5年を経過して継続中の事業

である。

118番については、平成9年度に事業着手しおおむね9年を経過して継続中の事業である。

これらの事業は、116番の再評価を行うに当たり、この事業と一体的に整備している21番とともに、ほかに21番と一体的に整備している115番、117番、118番の事業とあわせて再評価を行ったものである。

審査を行った結果、次の点について、説明が不十分であったため事業継続の妥当性を判断できなかった。

一、合併処理浄化方式との経済比較及び効果比較（合併処理浄化槽との併用処理方式を含む）

一、コンクリート下水管の維持管理費

一、計画処理人口予測の妥当性

一、21番については、全体事業費の詳細な増額要因

したがって、これらを説明できる資料の提出を待って再審議とする。